

## 令和4年度 新規指定・追加指定（国指定文化財）

### 記念物（史跡）

### 新宮下本町遺跡

- |          |  |
|----------|--|
| 1 種別（区分） | 記念物（史跡）                                |
| 2 名称（員数） | 新宮下本町遺跡（指定面積 5,796.37 m <sup>2</sup> ） |
| 3 所有者    | 新宮市                                    |
| 4 所在の場所  | 新宮市下本町                                 |
| 5 指定年月日  | 令和4年11月10日                             |
- （説明）

新宮下本町遺跡は熊野川の河口から約2km、史跡新宮城跡の西麓の熊野川に面した自然堤防上に立地する。遺跡から熊野川の上流約600mの地点には、熊野三山の1つである熊野速玉大社が鎮座し、下流約500mの地点には、阿須賀（あすか）王子（阿須賀神社）があり、その間を熊野参詣道が通る。

新宮は太平洋航路における重要な港湾としても知られ、治承4年（1180）に始まる治承・寿永の内乱では、熊野と新宮を主要な拠点とする熊野海賊が源氏の勝利に貢献したことが知られる。また、熊野本宮大社文書の「熊野山日御供米碧海荘（ひみくまいおうみのしょう）配分状」（永仁3年（1295））には、熊野本宮大社の荘園であった上総国畔蒜荘（あひるのしょう）から新宮津への運賃と雑用についての記事が見られ、太平洋の海運を利用した貢納物の運搬が知られる。

また、文保元年（1317）には、武蔵国金沢称名寺（しょうみょうじ）金堂の修造用として熊野檜皮が送られ、貞和2年（1346）に京都法勝寺（ほっしょうじ）の塔造営に際して新宮問丸（といる）の鶴殿庄司（うどのしょうじ）が大柱3本を淀津に運んだことが確認されるなど、紀伊山地の木材の太平洋海運を利用した輸送が確認される。近世から近代にかけても熊野川河口には巨大な貯木場が築かれ、豊富な森林資源を集積し、そこから各地へと搬出しているとともに、熊野川の河川敷には往来する船のために「川原町」と呼ばれる簡易商店街が形成されていた。

このように、熊野川河口域に位置する新宮は、太平洋海運を利用した熊野山領からの年貢や森林資源など交易品の輸送において、古くから重要な拠点の1つであった。



遺跡の遠景（東南東から） \*赤枠：今回指定範囲、黄枠：今後保護を要する範囲

新宮下本町遺跡は、平成27年(2015)に新宮市文化複合施設建設に伴う発掘調査で確認された。遺跡は、史跡新宮城跡の城下町にあたり、発掘調査では、近世の城下町に伴う街路や石垣を伴う有力家臣団の屋敷跡等が検出されるとともに、12世紀後葉から16世紀中頃にかけての港湾に深く関係すると考えられる遺跡が確認された。検出された遺構には、地下式倉庫や掘立柱建物、熊野川の河川敷に向かって下る石段通路、石垣、鍛冶炉などがある。なかでも地下式倉庫は、30棟以上検出され、その構造も多様である。また、出土遺物には山茶碗(やまじゃわん)、常滑焼、渥美焼、瀬戸焼、南伊勢系土鍋・土師器皿などの東海産のものと、備前焼、東播系(とうばんけい)須恵器、瓦器(がき)、播磨型土鍋、滑石製石鍋など畿内から瀬戸内産のものがあ、これらは、海上交通を介した広域な交流が行われていたことを示唆している。



川原へと下る石段通路と石垣



地下式倉庫

新宮市はこれらの成果を受けて、施設建設を抜本的に見直し、遺構が良好な状態で残る範囲を現状保存することとした。

12世紀後葉の成立以後、その規模や構造を何度か変えるが、港湾との関りが明確となるのは14世紀末頃である。この時期には、熊野川に面した自然堤防の斜面地を石垣を用いて段状に造成するとともに、それに直交して石段を伴う通路を設けている。また、段状の造成地からは地下式倉庫や鍛冶遺構が検出されている。

地下式倉庫には12世紀後半からみられる方形の竪穴に掘立柱構造をもつもの、13世紀末葉から現れる方形竪穴に土台構造をもつもの、14世紀末葉に現れる方形竪穴に石積構造をもつものがあるが、15世紀前葉には、これらの倉庫群が川に並行して複数建ち並ぶようになる。

また、この時期には出土遺物も多様化し、瀬戸焼の搬入量の増加に加え南伊勢系の土師器皿の搬入、播磨型土鍋の搬入が認められるようになるなど、交易範囲の拡大が想定される。この頃は、熊野速玉大社の上位の社僧である上綱(じょうこう)のひとりである宮崎氏が衆徒等を統制し、支配を行っていた時期に相当し、これらの施設の整備も宮崎氏との関係が想定される。

16世紀に入ると衰退へと向かうが、この時期、この地の実質的な支配者が宮崎氏から堀内氏に代わった時期に相当するので、それに伴い港湾としての機能も別の場所に移された可能性がある。

このように、新宮下本町遺跡は中世以降、太平洋の海運の重要な拠点であった新宮における港湾や海を介した交流の実態を知る上で重要なだけでなく、中世の海上交通と宗教勢力との関係や、平安時代末頃以降から全国へ信仰が拡大する熊野三山の経済基盤等について考える上でも重要である。

記念物（史跡）＜追加指定＞ くまのさんけいみち 熊野参詣道（紀伊路） きいじ

- 1 種別（区分） 記念物（史跡）
- 2 名称（員数） 熊野参詣道 紀伊路 中辺路 大辺路 小辺路 伊勢路 熊野川  
七里御浜 花の窟  
追加指定後面積 1,413,152.35㎡（延長 215,537.90m）  
既指定地 1,402,386.96㎡（延長 214,361.60m）  
追加指定地  
面積 10,765.39㎡  
逆川王子跡：1,316㎡、鹿ヶ瀬峠（日高町）：2,779.83㎡（延長180.0m）  
切目王子跡：5,951.35㎡、千里王子跡：431.89㎡、  
千里王子跡北東参詣道：286.32㎡（延長996.3m）
- 3 所有者 逆川王子跡：民有地、鹿ヶ瀬峠（日高町）：日高町、切目王子跡：切目神社、  
千里王子跡：須賀神社、千里王子北東参詣道：里道
- 4 所在の場所 逆川王子跡：湯浅町大字吉川925番2 他1筆、  
鹿ヶ瀬峠：日高町大字原谷888番3 他2筆  
切目王子跡：印南町大字西ノ地328番1 他1筆  
千里王子跡：みなべ町山内字千里谷259番 他1筆  
千里王子跡北東参詣道：みなべ町山内字千里谷245番1 と同257に挟まれた道路  
敷に南接する水路敷とみなべ町山内字千里谷口242番2 に挟まれ、みなべ町  
山内字千里谷口230番と同238番に挟まれるまでの道路敷
- 5 指定年月日 平成12年11月2日（指定）、平成14年12月19日（分離・追加指定・名称変更）、  
平成24年1月24日（追加指定）、平成27年10月7日（追加指定・名称変更）、平成  
28年3月1日（追加指定）、平成30年2月13日（追加指定）、令和4年11月10日（追  
加指定）

（追加指定理由）

熊野参詣道は、平安時代より中世・近世を通じて利用された熊野三山への参詣のための道であり、我が国の歴史ならびに社会・文化を知る上で欠くことのできない貴重な交通遺跡として、平成12年に史跡指定、平成14年、平成24年、平成27年、平成28年、平成30年に追加指定されている。

熊野参詣道の1つである紀伊路は紀伊半島西岸を通行する道で、田辺から紀伊半島を横断して山中を通る中辺路と海岸沿いを走る大辺路に分岐する。今回は、条件の整った紀伊路の逆川王子跡、鹿ヶ瀬峠（日高町部分）、切目王子跡、千里王子跡、千里王子跡北東参詣道の5か所が追加指定された。

湯浅町逆川王子跡は海とは逆の東向きに流れる逆川付近に、12世紀初頭に存在していたことのある王子跡である。永禄8年（1585）銘の地藏菩薩が所在している。

鹿ヶ瀬峠は広川町内で既指定地があるが、今回は日高町内の小峠と呼ばれる付近から下る坂道が対象地で、照葉樹の古木に囲まれた近世以前の約500mの石畳区間を含んでいる。道の傍らには室町時代の題目板碑と石仏が現存している。

印南町切目王子跡は五体王子と呼ばれる主要な王子跡の一つで、木造春日造檜皮葺の本殿と木造寄棟造瓦葺の神輿舎・社務所がある。平清盛、後鳥羽上皇、護良親王にまつわる逸話の伝わる王子としても有名



である。

みなべ町千里王子跡はウミガメ産卵地として知られる千里の浜に面した風光明媚な王子跡で、北東に流れる川沿いに約 180mの区間で未舗装の千里王子跡北東参詣道が残されている。

これらは熊野参詣道紀伊路の一部をなすものであり、追加指定し、保護の万全を図るものである。



逆川王子跡（境内全景）



切目王子跡（拝殿）



鹿ヶ瀬峠（左：石畳の古道、右：室町時代前～中期の板碑）



千里王子跡（左：社殿、右：王子跡（中央の森）と千里王子跡北東参詣道（右斜め上方向）の遠景）



記念物（史跡）＜追加指定＞ わかやまじょう  
和歌山城

- |          |  |
|----------|--|
| 1 種別（区分） | 記念物（史跡）  |
| 2 名称（員数） | 和歌山城（追加指定後面積 210,330.93 m <sup>2</sup> ）<br>既指定地 209,867.24 m <sup>2</sup><br>追加指定地 463.69 m <sup>2</sup> 合計 210,330.93 m <sup>2</sup> |
| 3 所有者    | 和歌山市   |
| 4 所在の場所  | 既指定地 和歌山市一番丁3番 外16筆<br>追加指定地 和歌山市雑賀屋町東ノ丁68番3、69番1、71番3   |
| 5 指定年月日  | 昭和6年3月30日、平成30年10月15日（追加指定）、令和元年10月16日（追加指定）、令和2年10月6日（追加指定）、令和3年10月11日（追加指定）、令和4年11月10日（追加指定）   |

（追加指定理由）

和歌山城は、和歌山県北部を流れる紀ノ川河口に近い左岸に位置する近世城郭である。

和歌山城は天正13年（1585）に羽柴秀吉が、弟の秀長に命じて現在の虎伏山（標高48m）の山頂を中心に築城させたのが始まりである、その後、慶長5年（1600）には、関ヶ原の戦いで徳川家康に味方した浅野幸長が紀伊国を拝領した。幸長は虎伏山の西峰に天守を建て、東峰と北麓に御殿を造営した。元和5年（1619）には、徳川家康の十男である徳川頼宜が和歌山城主になり、元和7年より和歌山城の整備に着手し、砂の丸・南の丸を新たに造成した。以後、明治維新まで紀伊徳川家の居城であった。石垣と壕が良好に残っていることから昭和6年に史跡に指定された。指定時には大天守や小天守などの建物があったが、昭和20年の空襲により岡口門（重要文化財）と追廻門を除いて消失している。山頂には天守、一段下がった本丸には本丸御殿、本丸の北にある二の丸には大奥などがある二の丸御殿があり、その他に西の丸、南の丸、南西には砂の丸があった。

その後、和歌山市教育委員会によって昭和48年には西の丸庭園（名勝）の整備、昭和55年には大手門の復元整備、平成7年には整備計画の策定、平成11年に御橋廊下の発掘調査が行われた。また、平成20年度から27年度まで二の丸大奥の発掘調査が行われ、建物や庭園など多くの遺構を検出している。

今回追加指定をしようとするのは、江戸時代に「扇の芝」と呼ばれた和歌山城の南西に位置する芝地跡の一角である。扇の芝は頼宜の拡張に伴い形成された場所である。頼宜による拡張の前には砂丘が広がっていたが、南方からの防御のため高石垣を築いて、砂の丸を造成した残り部分が扇の芝と呼ばれた。弘化3年（1846）に焼失した天守の再建の際、ここに御普請所が設けられた。この城と一体の土地である扇の芝の条件の整った一角を追加指定し、保護の万全を図るものである。



扇の芝 遠景

重要文化財（建造物） かどちよう 角長 かのうけじゆうたく（加納家住宅）

- 1 種別（区分） 重要文化財（建造物）
- 2 名称・員数 角長（加納家住宅） 11 棟  
おもや どぞう こくぐら こうじむろ しこみぐら しょうゆぐら たるぐら しょうゆぐら きた  
主屋、土蔵、穀蔵、麴室、仕込蔵、醤油蔵、樽蔵、醤油蔵（北）、  
しょうゆぐら みなみ かどぐら たつみぐら  
醤油蔵（南）、角蔵、辰巳蔵
- 3 所有者 個人
- 4 所在の場所 有田郡湯浅町大字湯浅7番地
- 5 指定年月日 令和4年12月12日

（文化財の概要）

角長（加納家住宅）は、湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区の北西部に位置し、大仙堀に面して敷地を構えた醤油醸造家の住居及び醸造施設群である。

角長は、天保12年（1841）に現在地で創業し、順次敷地を購入し規模を拡大していった。以降現在に至るまで醤油醸造を続け、湯浅にあって歴史的建造物において醤油醸造を今日もおこなう唯一の醸造家となっている。

角長（加納家住宅）の北町通りの北側には、醤油の積み出しにも使われたとされる大仙堀を背に、東半に居住部及び店舗である主屋や土蔵、穀蔵が建ち、西半には麴室、仕込蔵、醤油蔵が並ぶ。北町通り南の南西部には樽蔵、醤油蔵（北）、醤油蔵（南）が建ち、南東部には角蔵や現在展示施設として使用されている辰巳蔵が建つ。

主屋は、木造、平屋建一部二階建、瓦葺で、東側や北側に座敷や離れを突き出す。主体部は天保12年の創業時のものと考えられ、近代になって増築を繰り返した。主体部の一階は、西寄りに1間半幅



北町通りに面する建物群（右が主屋・醤油蔵）

のトオリニワを通し、これに沿って店舗や座敷などの部屋列を配する。表構えは格子窓と縦板張りを基調とし、二階には虫籠窓を開いた伝統的な町家の外観である。

土蔵は、主屋の北東に隣接して建つ、土蔵造、二階建、瓦葺の建物である。建設年代は不明だが、明治中期にさかのぼるものとみられる。穀蔵は、土蔵造、一部二階建、瓦葺の規模の大きな土蔵で、主屋

の北西に建つ。現在は倉庫として使われているが、当初は米を納めていた。主屋主体部と同じ江戸末期の建築と考えられる。

麴室は、穀蔵の西に隣接して建つ、木造、平屋建、瓦葺で、醤油作りに必要な麴を仕込む建物である。明治39年（1906）の整備で、内部は煉瓦積み壁で東西二室に区切る。仕込蔵は、麴室の西側に接する規模の大きな蔵で、醤油の醸造を行う。木造、二階建、瓦葺で、江戸末期に建設された。内部は24基の仕込桶を並べ、桶の天端(てんば)にあわせて全面に床板を張り、仕込作業を行う二階をつくる。仕込蔵の二階は天井を張らない一室の大空間で、梁や棟木には、醸造による酵母が付着し、角長の醸造施設のなかでも特に重要な空間となっている。醤油蔵は、北町通りに面して建つ長大な建物で、木造、平屋建、一部二階建、瓦葺である。江戸末期に建設されたが、後に増築を繰り返した結果、構造は大きく三棟にわかれる。内部は間仕切りのない大きな土間の空間で、仕込桶や圧搾機、大釜が据えられ、仕込作業や圧搾、火入などの工程を行う。

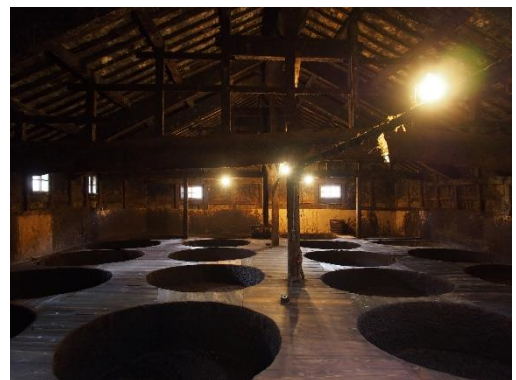
樽蔵は、南西部の敷地の東角に建つ土蔵造、二階建、瓦葺で、江戸末期に建設された。醤油販売用の樽を収納していた蔵である。醤油蔵（北）、醤油蔵（南）は、樽蔵の西と南に並び建つ、木造、平屋建、瓦葺の規模の大きな蔵で、前者は大正12年（1923）、後者は明治後期に建設された。醤油の貯蔵などを行う蔵群である。

角蔵は、南東部の敷地の西側に建つ、土蔵造、二階建、瓦葺の小ぶりの土蔵である。大梁に残る墨書から、明治44年（1911）に建築されたことが明らかである。辰巳蔵は、南東部の敷地の東に立地する規模の大きな蔵で、土蔵造、平屋建、瓦葺である。別の醸造家により慶応2年（1866）に醸造蔵として建てられたが、明治後期に角長が取得し西側を増築した。現在は醤油醸造に関する道具などの展示施設として公開・活用されている。

以上、角長（加納家住宅）は、醤油醸造が盛んであった湯浅において、江戸末期に創業した醤油醸造家が、明治期以降に事業を拡大していく中で、創業当初の江戸末期の建物群を核としながらも拡張・増築を行ってきた過程が良く残る。醤油醸造町として評価されている湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区にあって、伝統的な建造物において醸造を続ける現役の施設であり、歴史的景観を色濃く残す貴重な文化財である。



屋敷北側の大仙堀より見た外観



仕込蔵の内部